

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-9  
新大阪フロントビル 8F  
TEL (06) 6676-7750 FAX (06) 6676-7754  
URL <https://yodogawaroukyou.gr.jp>



当協会の  
Facebook を開設  
しました！  
最新の人事労務  
ニュースを配信  
しております。



## Monthly Hot News

2025年4月1日から、保育所等に入れなかったことを理由とする  
育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。

これまで

保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、  
市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。

- 2025年4月1日より、これまでの確認に加え、**保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰ために行われたものであると認められることが必要となります。**

《必要書類》 育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、  
必ず次の書類を延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

- (1) 育児休業給付支給対象期間延長事由認定申告書
- (2) 市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申し込みの写し
- (3) 市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知  
(入所保留通知書、入所不承諾通知書など)

※市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず**申込書の写し**(電子申請で申し込みを行った場合は、**申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの**)をとって保管しておいてください。

《支給対象期間延長要件》 ※1~3すべてを満たす必要があります

- (1) あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること
- (2) 速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所所長が認めること
- (3) 子が1歳に達する日の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

2025年1月より、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接交付するサービスが開始されております。

「離職票」とは離職者が雇用保険の求職者給付(基本手当等)の受給をするために必要となる書類です。  
2025年1月20日から、希望する離職者の方には、マイナポータルを通じてハローワークから直接離職票を受け取れるサービスが開始されています。

《このサービスの対象となる条件》 ※1~3すべてを満たす必要があります

- (1) 事前に届け出ているマイナンバーが雇用保険被保険者番号と適切に紐付いていること
- (2) 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行っていただくこと
- (3) 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと

